

魚津市重層的支援体制整備事業（移行準備事業）実施計画
（令和6年度～令和8年度）

令和7年3月

目次

| | |
|----------------------------|-----|
| 1. はじめに | P1 |
| 2. 重層的支援体制整備事業の全体像 | P2 |
| 3. 計画にあたって | P4 |
| (1) 計画策定の趣旨 | P4 |
| (2) 現状・課題及び方向性 | P5 |
| (3) 計画の位置づけ | P6 |
| (4) 計画の期間 | P7 |
| 4. 重層的支援体制整備事業における各事業の実施体制 | P8 |
| (1) 相談支援 | P8 |
| (2) 参加支援 | P10 |
| (3) 地域づくりに向けた支援 | P11 |
| 5. 重層的支援体制整備事業の推進体制 | P13 |
| (1) 庁内連携会議・連絡会議 | P13 |
| (2) 重層的支援会議・支援会議 | P13 |
| (3) 魚津市ひきこもり支援プラットフォーム会議 | P14 |
| (4) 情報共有のためのシステム導入 | P14 |
| (5) 計画の推進と進行管理 | P14 |
| 6. 今後のスケジュール | P15 |
| 7. 庁内連携体制 | P16 |

1.はじめに

我が国の福祉制度・政策は、子ども・障がい・高齢者といった対象者の属性や要介護・虐待・生活困窮といったリスクごとに制度を設け、現金・現物給付の提供や専門的支援体制の構築を進めることで、質・量とも充実してきました。

しかし、社会状況の変化により、社会的孤立をはじめとして、生きる上での困難さや生きづらさはあるが、既存の制度の対象となりにくいケースやいわゆる「8050問題」やダブルケアなど複数の生活上の課題を抱えているケースが増加し、課題ごとの対応に加え、これらの課題全体を捉えて関わっていく対応が求められています。

また、少子高齢・人口減少社会を迎え、経済・社会の存続の危機に直面しており、これ乗り越えるためには、地域力の強化や持続性が求められています。こうした考えのもと、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が示されました。

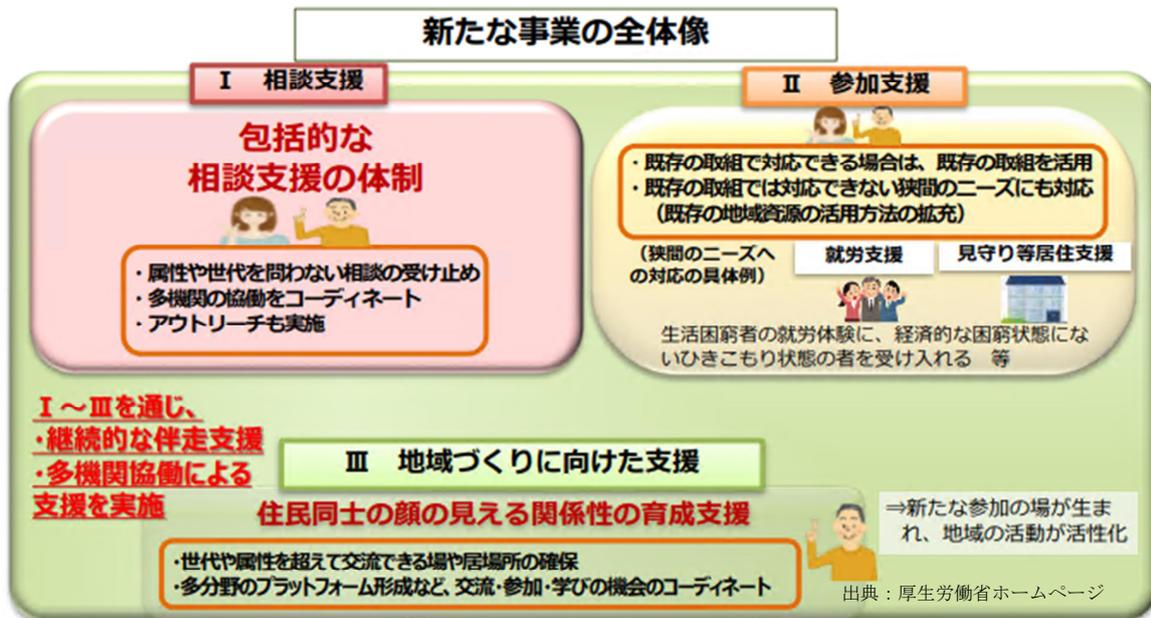
このような中、平成29年の社会福祉法改正により地域福祉推進の理念が規定され、これを実現するために市町村は「包括的な支援体制の整備」に努める旨が規定されました。この支援体制を構築するために、令和2年の社会福祉法改正により創設されたのが「重層的支援体制整備事業」です。

第4次魚津市地域福祉計画では、「世代を超えて、お互いに支え合い、繋がり合い、安心して暮らせるまち魚津～地域共生社会の構築を目指して～」を理念として各福祉施策に取り組んでいます。これまでに築いてきた助け合いや支え合いの仕組みをさらに推し進めていくため、重層的支援体制整備事業の実施に取り組んでいきます。



2. 重層的支援体制整備事業の全体像

重層的支援体制整備事業とは、社会福祉法第106条の4第2項の規定に基づき、既存の高齢、障がい、子ども、生活困窮の相談支援などの取組を活かしつつ、住民やその世帯の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「Ⅰ. 相談支援」、「Ⅱ. 参加支援」、「Ⅲ. 地域づくりに向けた支援」の3つを柱とし、これらを効果的・円滑に実施するために、①包括的相談支援事業、②多機関協働事業、③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、④参加支援事業、⑤地域づくり事業を一体的に実施するものです。



相談・地域づくり事業の一体的実施

各支援機関・拠点が、属性を越えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障がい、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行が可能となります。

<現行の仕組み>

- 高齢分野の相談・地域づくり
- 障がい分野の相談・地域づくり
- 子ども分野の相談・地域づくり
- 生活困窮分野の相談・地域づくり



<重層的支援体制>

属性・世代を問わない相談・地域づくりの実施体制

以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民による地域福祉の推進に取り組みます。

| 社会福祉法 第106条 の4第2項 | | 機能 | 既存制度の対象事業等 | |
|-------------------------|--|-----------------|------------|---------------------------------------|
| 第1号 | イ | 相談支援 | 高齢 | 地域包括支援センターの運営 |
| | ロ | | 障がい | 障害者相談支援事業 |
| | ハ | | 子ども | 利用者支援事業 |
| | ニ | | 困窮 | 自立相談支援事業 |
| 第2号 | 参加支援 社会とのつながりを回復 するため、既存の取組で は対応できない狭間のニ ーズについて、就労支援 や見守り等居住支援など を提供 | 【新規】 | | |
| 第3号 | イ | 地域づくりに向けた 支援 | 高齢 | 一般介護予防のうち厚生労働大臣が 定めるもの(地域介護活動支援事業) |
| | ロ | | 高齢 | 生活支援体制整備事業 |
| | ハ | | 障がい | 地域活動支援センター事業 |
| | ニ | | 子ども | 地域子育て支援拠点事業 |
| | | | 困窮 | 生活困窮者等のための地域づくり事業 |
| 第4号 | アウトリーチ等を通じた 継続的支援 | 【新規】 | | |
| 第5号 | 多機関協働 世帯を取り巻く支援関係 者全体を調整する機能 | 【新規】 | | |
| 第6号 | 支援プランの作成* | 【新規】 | | |

従来、分野(介護、障がい、子ども、生活困窮)ごとの制度に基づき行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助に、新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る補助を加えて一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」(社会福祉法第106条の8、第106条の9)が交付されます。

3. 計画にあたって

(1) 計画策定の趣旨

日々様々な相談が寄せられる中で、制度・サービスだけでは解決できないもの、介護や障がいなど複数の問題を抱えており、複数の担当課での対応が必要なもの、問題が複雑にからみあっているものがあります。課題の複雑・多様化が進んでいることを踏まえると、表面的な困りごとへの対応だけでなく、課題の本質を捉えたアプローチにより、問題が繰り返し起こることや解決が難しいほど複雑化することを防ぐことが必要となってきます。

近年は、地域のつながりが希薄となり孤立している人や身寄りのない高齢者など、助けてくれる家族や親族が身近にいない人が増えてきています。早期に把握し、孤立を緩和・解消することは、課題の深刻化の防止につながります。個人の生活に身近な市町村レベルの支援においては、一人ひとりが尊重され、複雑・多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自立的な生活を継続していくための「伴走型支援」の強化が求められています。

さらに、一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点では、人口減少による担い手の不足がある中で、これまでの地域の力を活かしつつ、新たな人と人、人と資源のつながりを強化し、多層的なセーフティーネットを構築していくことが必要です。福祉分野として、人と人のつながりを基盤としたセーフティーネットを構築するという目標を明確に持ちつつ、地域住民の興味や関心、不安などをふまえた住民の思いを切り口として、他分野と協働しながら地域づくりの間口を広げていき地域力の強化を図ることが重要となります。

これらの課題解決のための仕組みづくりとして、本計画を策定し、令和6年度に移行準備事業に着手し、令和7年度から重層的支援体制整備事業の取組を進めていきます。

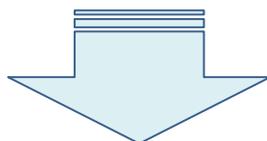


出典：厚生労働省ホームページ

(2) 現状・課題及び方向性

【現状・課題】

- ・担当する分野以外の相談を受けた際、他に課題がありそうだと気づいた時の対応が担当者によってばらつきがある。
- ・解決が困難なケースの対応で、支援者が疲弊する。
- ・担当者が変わると連携が弱くなったり、停滞したりする場合がある。
- ・本人以外の世帯が抱える課題について情報共有がされにくい。
- ・各担当課、支援関係機関によって、ケース検討を必要とするタイミングが異なり、どこが主催するのかといった問題が生じる。
- ・複数の関係者が支援するケースにおいては、情報共有や進捗状況の確認に時間と手間がかかる。
- ・制度の狭間のケースについて、支援者が明確に決まっていないため支援が途切れる場合がある。
- ・既存の制度の中だけでは、本人の希望する活動や就労に結びつかないことがある。
- ・地域で活動するボランティア等の担い手不足がある。



魚津市重層的支援体制整備事業の目指す姿

- ◎各相談窓口で困りごと等をキャッチする意識を高め、必要に応じて丁寧な「つなぎ」を行います。
- ◎複雑化・複合化した支援ニーズに対して支援者同士の連携調整を図り、支援者が抱え込まない支援体制を構築します。
- ◎支援が行き届いていない人等への伴走型支援の体制づくりを行います。
- ◎社会参加につなぐ支援や居場所づくり等の取組を通じて、地域における多様なつながりを形成し、孤立を予防します。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により改正された社会福祉法第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため策定するものです。

なお、本計画は「魚津市地域福祉計画」を上位計画として、地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の実施のために必要な事項を定めるものであり、その内容は、魚津市子ども・子育て支援事業計画、魚津市障がい者基本計画、魚津市高齢者保健福祉計画、その他各福祉関連計画の内容と整合性を図ります。

さらに、魚津市社会福祉協議会が策定する魚津市地域福祉活動計画における活動と内容を一部共有し、相互の連携を図り、本計画を進めていきます。

魚津市自治基本条例

第5次魚津市総合計画（第11次基本計画：令和3年度～7年度）

整合

【関連法】社会福祉法・児童福祉法・こども基本法
生活保護法・次世代育成支援対策推進法
障害者基本法・障害者総合支援法
老人福祉法・介護保険法・自殺対策基本法

富山県民福祉基本計画（令和5年度～令和9年度）

整合

魚津市地域福祉計画（令和4年度～令和8年度）

魚津市再犯防止計画 ・ 魚津市成年後見制度利用促進計画

魚津市子ども・子育て支援事業計画
（令和7～11年度）

魚津市障がい者基本計画
（令和7～12年度）

魚津市障がい（児）福祉計画
（令和6～8年度）

魚津市高齢者保健福祉計画
（令和6～8年度）

魚津市介護保険事業計画
（令和6～8年度）

いのち支える魚津市自殺対策行動計画
（令和6～8年度）

連携

魚津市地域福祉活動計画（令和4年度～8年度）

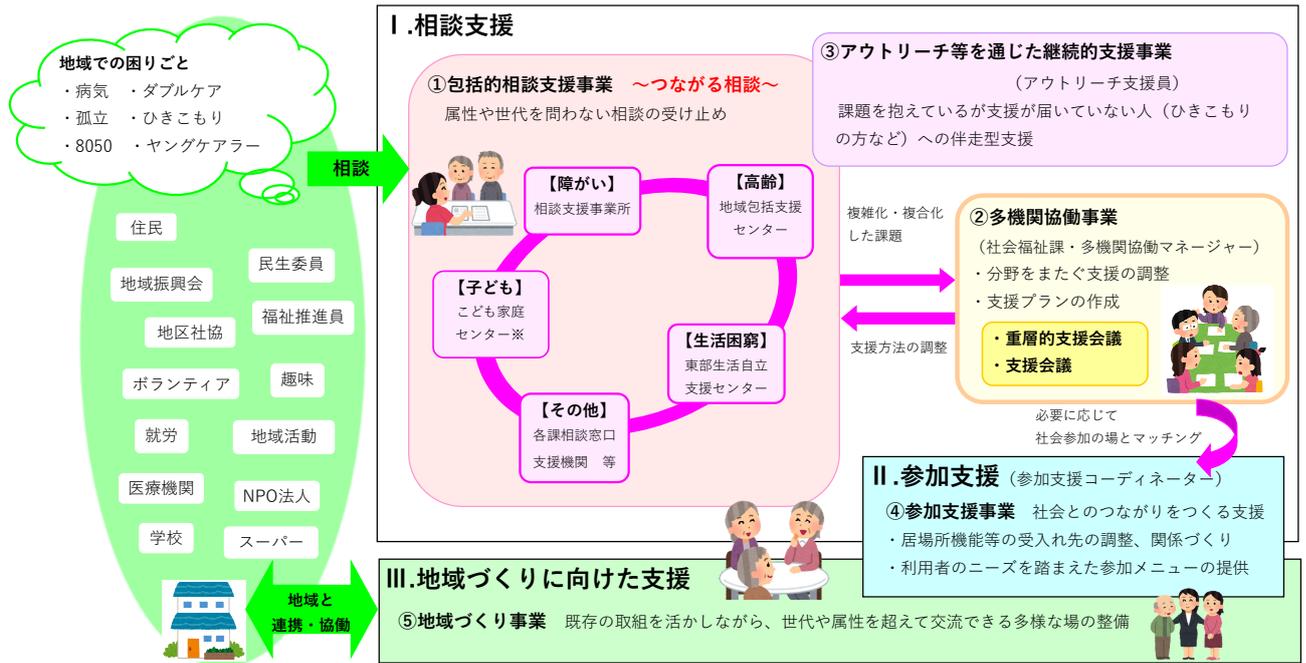
魚津市重層的支援体制整備事業（移行準備事業）実施計画

【関連個別計画】魚津市地域防災計画（昭和39年～）
魚津市健康増進プラン（平成28～令和7年度）
魚津市教育振興基本計画（令和3～7年度）
魚津市男女共同参画プラン（令和3～12年度）

(3) 計画の期間

本計画の実施期間は3年間（令和6年～令和8年）とします。魚津市地域福祉計画の第5次（令和9年～）に合わせて令和8年度に見直しを行います。

<魚津市の重層的支援体制整備事業イメージ図>



※こども家庭センター

子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を廃止し、令和7年4月から新たに設置予定。(以下、こども家庭センターとする。)

4. 重層的支援体制整備事業における各事業の実施体制について

(1) 相談支援

【包括的相談支援事業】

- ・従来の相談機能をベースとしつつも、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、支援関係機関との連携、つなぎを行います。
- ・複雑化・複合化した相談は、多機関協働事業につながります。

| | |
|-------|--|
| 実施名称 | 地域包括支援センター運営事業(第1号 イ) |
| 支援対象者 | 高齢者及びその家族等 |
| 事業内容 | 総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント |
| 実施方式 | 直営 |
| 所管課 | 民生部社会福祉課 |

| | |
|-------|--|
| 実施名称 | 障がい者相談支援事業(第1号 ロ) |
| 支援対象者 | 障がい者及びその家族 |
| 事業内容 | 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、権利の擁護のために必要な援助、専門機関の紹介 |
| 実施方式 | 委託(支援機関) ・魚津市障害者生活支援センター ・障害者社会復帰センターあゆみの郷 サポート新川 |
| 所管課 | 民生部社会福祉課 |

| | |
|-------|---|
| 実施名称 | 利用者支援事業(子ども家庭センター等) (第1号 ハ) |
| 支援対象者 | 子ども及びその保護者等、子育て家庭や妊婦 |
| 事業内容 | ・子育て支援等に関する情報収集及び情報提供、相談・助言、個別のニーズ等の把握、教育・保育・保健その他子育て支援の関係機関との連絡調整及び連携・協働の体制づくり ・保育に関する施設や事業の利用に向けた相談や情報提供、助言等 ・母子保健・子育てに関する相談、サービス等の情報提供、支援プランの策定等 |
| 実施方式 | 直営 |
| 所管課 | 民生部子ども課、健康センター |

| | |
|-------|---|
| 実施名称 | 自立相談支援事業(第1号 二) |
| 支援対象者 | 生活困窮者 |
| 事業内容 | ・生活困窮者が抱える多様な問題への包括的かつ継続な相談支援、自立の促進 ・生活困窮者の早期発見や見守りを行うための関係機関とのネットワーク構築、既存の社会資源の活用や不足する社会資源の開発 |
| 実施方式 | 委託(支援機関) 富山県東部生活自立支援センター |
| 所管課 | 民生部社会福祉課 |

【多機関協働事業】**新**

- ・重層的支援体制整備事業の中核を担い、全体調整を行います。
- ・相談受付した部署からつながれた相談事例の課題を整理し、支援関係機関の役割分担を行います。
- ・これまでの方法では対応が難しい複雑化・複合化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランを作成し、関係者間の連携を円滑に進めます。

| | |
|-------|--|
| 実施名称 | 多機関協働事業(第5号・第6号) |
| 支援対象者 | 複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある人とその世帯等 |
| 事業内容 | ○連携会議・連絡会の設置 ○多機関協働マネージャーの配置を通じた会議の運営実施 ・各相談支援関係機関や担当課等と連携・調整 ・重層的支援会議の開催 ・支援の方向性や役割分担の決定 ・支援プランの作成 |
| 実施方式 | 直営 多機関協働マネージャー、市担当者 |
| 所管課 | 民生部社会福祉課 |

【アウトリーチ等を通じた継続的支援事業】**新**

- ・複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握します。
- ・潜在的なニーズを抱える人に関する情報を得て、本人と信頼関係に基づくつながりを形成するために、本人に対して時間をかけた丁寧な働きかけを行います。

| 実施名称 | アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(第4号) |
|-------|--|
| 支援対象者 | ひきこもりやセルフネグレクトなど、潜在的な支援ニーズを抱える人・世帯 |
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・支援関係機関や地域との連携を通じた情報収集と対象者の把握 ・訪問等のアウトリーチによる関係構築に向けた継続的な働きかけ ・本人・世帯に寄り添った伴走型支援、支援関係機関へのつなぎ |
| 実施方式 | 直営 アウトリーチ支援員(社会福祉士、保健師、看護師等)を配置して実施 |
| 所管課 | 民生部社会福祉課 |

(2) 参加支援

【参加支援事業(第2号)】**新**

- ・既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人やその世帯のニーズ、抱える課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行います。
- ・既存の社会資源の拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態に合った支援メニューをつくります。
- ・マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行います。

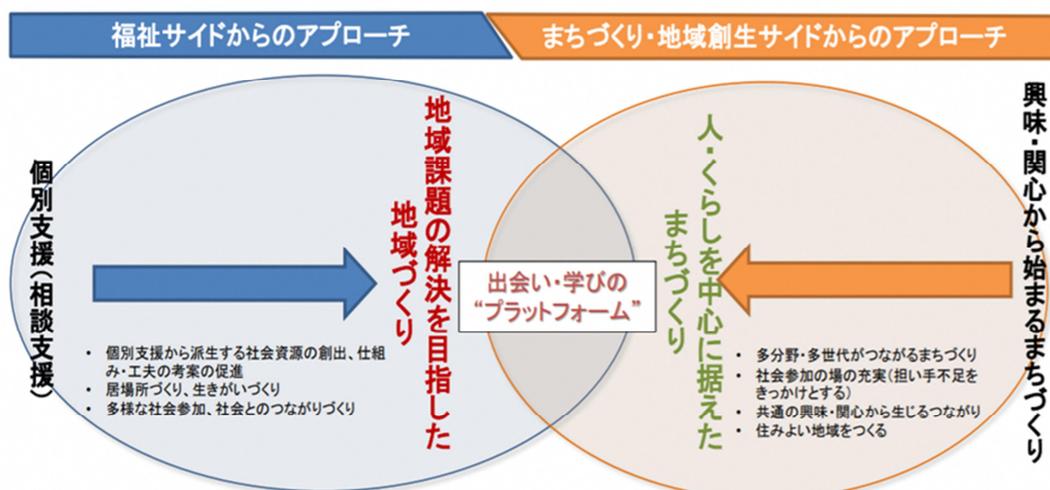
| 実施名称 | 社会参加支援事業(第2号) |
|-------|--|
| 支援対象者 | ひきこもりなど、社会とのつながりが薄く制度の狭間のニーズを抱える人・世帯 |
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・本人のニーズや課題等の把握、ニーズに沿った支援メニュー(社会資源)とのマッチング、多様なニーズに対応した支援メニューづくり ・居場所等受入れ先との調整、関係づくり ・参加支援メニューの提供 ・支援プランの作成 |
| 実施方式 | 委託(支援機関) 社会福祉協議会 参加支援コーディネーターを配置して実施 |
| 所管課 | 民生部社会福祉課 |

(3) 地域づくりに向けた支援

【地域づくり事業】

- ・地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備します。
- ・交流・参加・学びの機会を生み出すために、個別の活動や人をコーディネートすること、地域のプラットフォームの促進を通じて地域における活動を活性化し、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

<地域づくりに向けた支援>



福祉分野の個別支援をきっかけとする地域づくりは、個人から地域課題を一般化し、住民主体とした地域づくりへ展開していくことで持続性を得ていく過程があります。まちづくり・地域創生サイドからのアプローチでは、一見質の異なる活動同士も個人や暮らしが関心の中心となったときに、活動同士が出会い、お互いから学び、新たな活動が生まれることもあります。今後の政策の視点として、地域において多様な主体が出会い学び合うプラットフォームをいかに作り出すかという検討が求められています。

| | |
|-------|--|
| 実施名称 | 一般介護予防事業(第3号 イ)・地域介護予防活動支援事業 |
| 支援対象者 | 65歳以上の者及びその支援に携わる者等 |
| 事業内容 | ○自主グループ活動支援 市民の主体的かつ継続的な介護予防の取組に向けた健康教育や健康相談、体操指導、活動継続のための相談等 ・さんさん介護予防倶楽部 ・ふれあい・いきいきサロン ・いきいき百歳体操 等 |
| 実施方式 | 直営及び委託(支援機関) 社会福祉協議会 |
| 所管課 | 民生部健康センター |

| | |
|-------------|---|
| 実施名称 | 生活支援体制整備事業(第3号 ロ) |
| 支援対象者 | 65歳以上の者を含む地域住民や団体 |
| 事業内容 | <p>○協議体の設置・運営 医療、介護、様々な生活支援等サービス提供主体等と連携した高齢者の多様な日常生活を支援する体制の充実・強化と社会参加の推進</p> <p>○生活支援コーディネーター(SC)の配置 高齢者のニーズ把握及び生活支援等サービスとのマッチング、新たなサービスの開発及び担い手育成等の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1層(市内全域):社協SC 1名 ・第2層(西部・東部):社協SC各1名 ・第3層(各地区):通所Bを中心に地域住民が担っている |
| 実施方式 | 委託(支援機関) 社会福祉協議会 |
| 所管課 | 民生部社会福祉課 |

| | |
|-------------|--|
| 実施名称 | 地域活動支援センター事業(第3号 ハ) |
| 支援対象者 | 障がい者等及びその家族等 |
| 事業内容 | 相談支援、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整等 |
| 実施方式 | 委託(支援機関) 障害者社会復帰センターあゆみの郷 サポート新川 |
| 所管課 | 民生部社会福祉課 |

| | |
|-------------|---|
| 実施名称 | 地域子育て支援拠点事業(第3号 ニ) |
| 支援対象者 | 乳幼児をもつ子育て中の親とその子ども |
| 事業内容 | 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施等 |
| 実施方式 | 直営、委託(支援機関) <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター「のびのび」(直営) ・子育て支援センター「にこにこ」(委託) ・児童センター親子教室 3箇所 (つばめ、ひばり、すずめ) |
| 所管課 | 民生部こども課、健康センター |

| | |
|-------------|---|
| 実施名称 | 生活困窮者支援等のための地域づくり事業(第3号) |
| 支援対象者 | 地域において多様なニーズを抱える人・世帯等 |
| 事業内容 | <p>地域の福祉ニーズの把握、既存制度では対応が困難なものに対応するための地域サービスの創出・推進、地域の担い手確保とインフォーマル活動の活性化を図る取組の実施</p> <p>＊属性を問わず誰でも集える居心地のよい居場所づくり(コミュニティカフェ)を新たに開設する方向で協議中。</p> |
| 実施方式 | 委託(支援機関) 社会福祉協議会、上野方地域振興会 |
| 所管課 | 民生部社会福祉課 |

4. 重層的支援体制整備事業の推進体制

(1) 庁内連携会議・連絡会議

① 庁内連携会議(移行準備事業) ⇒ 連携会議(本格実施以降)

目的:重層的支援体制整備事業を一体的に実施するための方策及び部局横断的な連携体制について検討します。

内容:庁内の関係課及び支援関係機関との連携体制の構築
事業実施計画の策定、進捗状況の確認や評価

構成員:民生部長、市民課長、こども課長、社会福祉課長、生活環境課長
健康センター所長、地域協働課長、税務課長、商工観光課長
都市計画課長、農林水産課長、上下水道課長、教育総務課長
支援関係機関

開催時期:年1回程度

② 連絡会議

目的:庁内連携や地域課題に対応する重層的支援体制整備事業の具体的な方策を検討します。

内容:各分野の事業や課題に連携して取り組むための協議

構成員:庁内連携会議の構成課の係長等

開催時期:必要に応じて開催

(2) 重層的支援会議・支援会議

① 重層的支援会議

重層的支援会議内で情報を取り扱うことについて本人の同意を得た上で、関係機関の連携・調整や支援プランの適切さ、社会資源の把握や創出などについて検討します。

参加者:個別ケースに合わせて招集(関係課、支援関係機関等)

開催時期:随時開催

② 支援会議

本人の同意が得られない場合にも、社会福祉法第106条の6に基づき守秘義務を設けることで、関係機関と情報共有し支援の検討などを行います。

参加者:個別ケースに合わせて招集(関係課、支援関係機関等)

開催時期:随時開催

(3) 魚津市ひきこもり支援プラットフォーム会議

目的:ひきこもり等の支援に関して、庁内関係課や関係機関が相互に情報共有を図るとともに、連携して支援に取り組む体制を構築します。

内容:ひきこもりの現状について共有し、社会生活を行うために必要な支援体制や地域における社会資源の活用・創出等について検討します。

構成員:重層的支援体制整備事業連携会議の構成員

開催時期:年1回程度

(4) 情報共有のためのシステム導入

ICTを活用し、安全かつ効果的に必要な世帯の情報を共有し、庁内及び関係支援機関間での連携を図る方法を検討します。

(5) 計画の推進と進行管理

計画を効果的かつ継続的に推進していくために、PDCAサイクルにより各事業の定期的な点検・評価を行います。また、今後、評価指標を本計画に盛り込むことができるよう検討を進め、必要に応じて見直しを行うこととします。

5. 今後のスケジュール

| 事業名 | | R6年度 | R7年度 | R8年度 | 主な取組 |
|------------------|---------------------|---------|------|------|----------------------------|
| I. 相談支援 | ①包括的相談支援事業 | 移行準備事業 | 本格実施 | | 庁内の相談支援の連携強化 |
| | | 既存事業の継続 | | | |
| | ②多機関協働事業 | 移行準備事業 | 本格実施 | | ・事業の全体調整 ・個別ケースのコーディネート |
| | ③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 | 実施体制の検討 | 本格実施 | | 支援が行き届いていない人(ひきこもり等)の支援 |
| II. 参加支援 | ④参加支援事業 | 実施体制の検討 | 本格実施 | | 社会参加の支援 |
| III. 地域づくりに向けた支援 | ⑤地域づくり事業 | 実施体制の検討 | 本格実施 | | 新たな居場所づくり(コミュニティカフェ) |
| | | 既存事業の継続 | | | |
| 重層的支援体制整備事業の推進体制 | | 移行準備事業 | 本格実施 | | ・実施計画の策定 ・計画の進捗管理 |
| 重層的支援会議 支援会議 | | 移行準備事業 | 本格実施 | | 個別ケースの事例検討 |

6. 庁内連携体制

| 担当課 | 関連する事業・業務・相談等 | 連携・協力する主な事業 | | | |
|--------|--|-----------------|-----------------|------------------|--------------------|
| | | (1) 相談 支援 | (2) 参加 支援 | (3) 地域 づくり | (4) 庁内連携 会議等 |
| 社会福祉課 | 障がい者保健・福祉相談 生活困窮者自立相談支援 生活保護制度 ひきこもり支援 権利擁護事業 虐待相談対応 高齢者福祉相談 認知症相談 介護保険サービスに関する相談 自殺対策 孤立・孤独対策 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| こども課 | 家庭児童相談、ひとり親相談 虐待相談対応 子育て支援コーディネーター ヤングケアラー相談 こども家庭センター | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 市民課 | 市民相談、消費生活相談 犯罪被害者等支援 人権擁護に関する相談 保険・年金に関する相談 | ○ | | | ○ |
| 健康センター | こども家庭センター（母子保健事業分） 妊婦等包括相談支援事業 子育て支援センター 母子保健、成人保健 介護予防、通いの場 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 生活環境課 | 地域循環共生施策 ごみ・リサイクル 環境、防犯、免許返納 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 地域協働課 | 地域振興会、自治会 | | ○ | ○ | ○ |
| 税務課 | 納税相談 | ○ | | | ○ |
| 商工観光課 | 就労支援 地域若者サポートステーション事業 | | ○ | ○ | ○ |
| 都市計画課 | 交通 空き家対策 市営住宅 住宅セーフティーネット制度 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 農林水産課 | 農林水産施策 農福連携 | | ○ | ○ | ○ |
| 上下水道課 | 上下水道料金納付に関する相談 | ○ | | | ○ |
| 教育総務課 | こども育成支援 いじめ、不登校、学校生活 | ○ | ○ | ○ | ○ |

